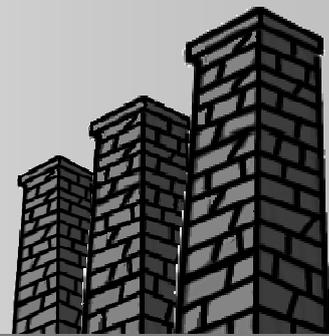


第 1 章

計画の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国では、出生率の低下に伴い少子化が進行しています。平成 25 年の合計特殊出生率は 1.44 と、平成 24 年の 1.41 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な水準（人口置き換え水準）である 2.07 を大きく下回っています。

子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民から子育てに対する支援や協力を得ることが難しく、子育てに不安や孤立感を覚えている家庭も増えつつあります。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められました。

平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市では、平成 21 年度に常滑市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）である「とこ とこ とこなめっ子プラン」を策定し、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され子育てに喜びを感じることができる社会の構築にむけて取り組んできました。

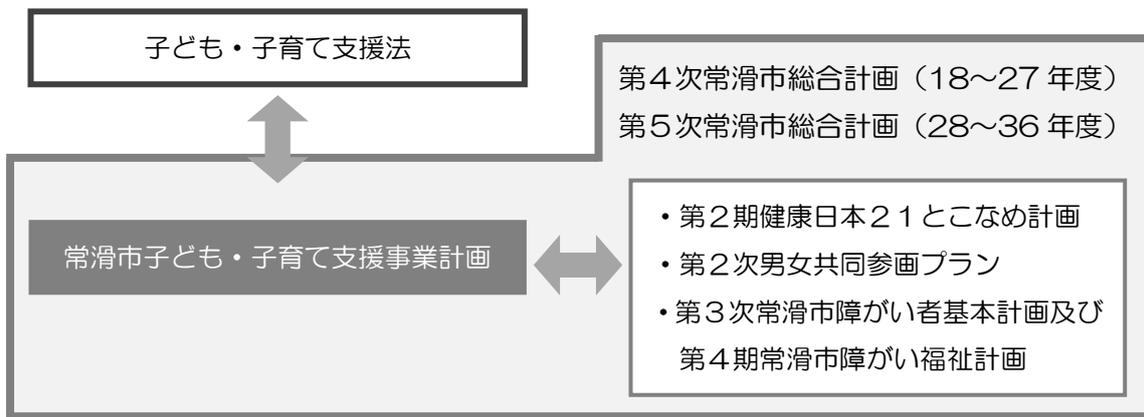
しかし近年、新興住宅地での急激な人口増加による教育・保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、この度「常滑市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市において幼児教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制を整備し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組めます。

2 計画の法的根拠と他の計画との整合

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、本市の上位計画である「常滑市総合計画」やその他関連計画との整合を考慮して策定します。

また、本市では、常滑市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）に基づき、子ども・子育てに関する施策に取り組んできたことから、本計画においても考え方や関連する施策は継承し取り組んでいくものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。年度ごとに実施状況や成果を点検・評価し、計画の最終年度である平成 31 年には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



